

Have a good Cashless.

 SMBC 三井住友カード

スマホ安心プラン 動産総合保険

カード付帯保険サービスご利用の手引き

※本誌は2025年9月現在の内容・電話番号に基づいて作成いたしております。

※保険サービスの内容は予告なく変更となる場合がございますのでご了承ください。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社

B-250240

494910 2025.09

[保険情報]

三井住友カード Visa Infinite

三井住友カード プラチナ

三井住友ビジネスプラチナカード for Owners

カード付帯保険サービスご利用の手引き

本手引きは、お手持ちのカードに付帯されているカード付帯保険サービスの概要についてご説明させていただいたものであり、実際の保険金お支払いの可否は普通保険約款および特約等に基づきます。

カード付帯保険サービスの内容は予告なく変更される場合がございます。あらかじめご了承ください。

選べる無料保険

選べる無料保険は、三井住友カード株式会社が会員向けサービスとして提供する保険をいいます。本サービスはいくつかのプランから選択いただけます。初期設定は、旅行安心プランとなります。本プランの適用には、補償プランの変更手続きが必要となります。初期設定（旅行安心プラン）からの変更のお手続きをいただいていない会員は、本補償内容は適用されません。

選べる無料保険の詳細はこちら



スマホ安心プラン（動産総合保険）

カード種別		Visa Infinite プラチナ ビジネスプラチナカードfor Owners
	対象となる事故	画面割れ含む物損、自然故障、盗難
保険金額	修理する場合（注1）	100,000円
	修理不能等により有償交換または再購入する場合（注2）	50,000円 （注3）
	盗難（注2）	
自己負担額（免責金額）（注4）		—
免責期間（注5）		30日

（注1）修理をした場合にお支払いする保険金は、保険金額または保険の対象の購入価格のいずれか低い額を限度に修理費用の額から自己負担額（免責金額）を差し引いた金額とします。

（注2）修理不能や盗難等により有償交換または再購入をした場合にお支払いする保険金は、保険金額を限度に保険の対象の購入価格もしくは再購入価格のいずれか低い額から自己負担額（免責金額）を差し引いた金額とします。

（注3）修理不能や盗難等により有償交換または再購入をした場合にお支払いする保険金は5万円が限度となりますが、保険責任期間（補償期間）を通じてお支払いする保険金は修理費用の保険金と合算して10万円を限度とします。

（注4）免責金額は、お客さまが自己負担いただく金額となります。修理費用等がこの金額を超える場合に、保険金をお支払いします。

（注5）初年度契約においては、保険責任期間（補償期間）の開始日からその日を含めて30日以内に発生した損害は補償の対象外となります。

保険金のお支払いについて

■スマホ安心プラン（動産総合保険）

次の条件を満たした場合、かつ会員資格が有効な場合に補償します。

・日本国内で発生し、日本国内で修理・交換・再購入を行った場合に限りです。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額
損害保険金	保険責任期間（補償期間）中の偶然な事故により、対象スマートフォンに損害が発生し、修理費用等を負担した場合	◆修理した場合 修理費用の額－免責金額（自己負担額） ◆修理不能等により、有償交換または再購入する場合 （購入価格または再購入価格の額のいずれか低い方の額）－免責金額（自己負担額） ・修理をした場合にお支払いする保険金は、保険金額または対象スマートフォンの購入価格のいずれか低い額が限度となります。 ・修理不能や盗難等により有償交換または再購入をした場合にお支払いする保険金は、保険金額を限度に対象スマートフォンの購入価格もしくは再購入価格のいずれか低い額が限度となります。 ・偶然な事故の形態により、異なる保険金額が適用されます。（修理不能での交換および盗難の際には、保険金額が50,000円となります。） ・補償内容が同等の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご選択ください。
	保険責任期間（補償期間）中に対象スマートフォンに偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故が発生し、修理費用等を負担した場合	
	保険責任期間（補償期間）中に対象スマートフォンを盗難され、有償交換または再購入費用を負担した場合	
保険金をお支払いしない主な場合		
●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込みまたは漏入 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ●対象スマートフォンに次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害 ア.自然の消耗または劣化 イ.ボイラスケールの進行 ウ.性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由 エ.ねずみ食い、虫食い等 ●データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物に生じた損害 ●詐欺または横領によって対象スマートフォンに生じた損害 ●対象スマートフォンの置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ●初年度契約については保険責任期間（補償期間）の開始日からその日を含めて30日以内に発生した損害		

※上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金のお支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。重要事項説明書もあわせてご確認ください。

必ずお読みください

(1) 確認事項等

ご加入時に引受保険会社が定める確認事項があります。ご加入時に引受保険会社が定める確認事項について事実と相違することが確認された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。ご加入時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消になります。

- ・被保険者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した場合
- ・被保険者による詐欺または脅迫行為があった場合

①確認事項

保険の対象となるスマートフォンについて

以下の項目について、事前に確認のうえご加入ください。

- ・本会員・家族会員が所有かつ使用している国内で購入したスマートフォンであり、お申込日時点で損傷や故障がないこと(注)
- ・業務用のみに使用されているスマートフォンは対象外となること
- ・保険責任期間(補償期間)の開始日において、購入から2年以内のスマートフォンであること
- ・初年度契約においては、保険責任期間(補償期間)の開始日からその日を含めて30日以内に発生した損害は補償の対象外となること

(注) 所有かつ使用の状況は領収書、保証書等で確認します。

②その他の注意事項

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約(共済を含みます。)がある場合でも、引受保険会社は独立して保険金をお支払いします。ただし、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。また、他の保険契約により保険金が支払われた場合は、その金額を損害の額から差し引いて保険金をお支払いします(万一、他の保険契約および引受保険会社から重複して同一の補償を受けた場合は、引受保険会社が支払った保険金を返還していただくことがあります。)。補償内容の差異や保険金額等を確認のうえ、ご選択ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
1	スマホ安心プラン(動産総合保険)	火災保険 持ち出し家財補償特約

(2) 失効について

カード会員の会員資格が失効(注)となった場合は、この補償は失効となります。

(注) 対象となるクレジットカードのご解約・切替をいいます。

商品の内容および引受け条件等

(1) 保険契約者と被保険者

この保険において、保険契約者と被保険者は下記のとおりとなります。

契約者:引受保険会社と保険契約を結び、契約上の様々な権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料のお支払義務)を持つ方をいいます。

被保険者:この保険の補償を受けられる方で補償対象となるスマートフォンを所有かつ使用する方をいいます。

※選べる無料保険では、VJA株式会社が保険契約者となり、三井住友カード会員の方々が被保険者になる保険契約となります。

(2) 補償内容

この保険は、被保険者(本会員・家族会員)が所有かつ使用するスマートフォンに破損、水濡れ全損、電氣的・機械的事故、および盗難が生じ修理費用等を負担したとき、または修理不能や盗難等により有償交換もしくは再購入した場合に保険金を支払うものです。

①保険金をお支払いする場合は、「保険金のお支払いについて」のとおりです。

②保険金をお支払いしない主な場合は、「保険金のお支払いについて」をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

(3) 保険責任期間(補償期間)

保険責任期間(補償期間)は、補償プラン選択締切(毎月20日)の、翌月1日午前0時から1年間です。ただし、**初年度契約においては、保険責任期間(補償期間)の開始日からその日を含めて30日以内に発生した損害は補償されません。**

(4) 更新

保険責任期間(補償期間)満了3か月前より、更新のご案内をします。保険責任期間(補償期間)満了までに、他の補償プランへの変更がない限り、選択されている補償プランで契約が更新されます。更新後の保険責任期間(補償期間)は、保険責任期間(補償期間)満了日翌月1日午前0時から1年間です。なお、更新後の契約については、免責期間は適用されません。ただし、**更新後の保険責任期間(補償期間)の開始日において、購入から2年を超えるスマートフォンは、補償の対象外となりますのでご注意ください。**

(5) 保険の対象

被保険者が所有かつ使用するスマートフォン(注1)

(注1) この保険契約の保険責任期間(補償期間)の開始日において購入から2年以内のスマートフォン(注2)で、電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器であり、かつ一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピュータ、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。

(注2) 日本国内で販売されたメーカー純正品をいい、保険責任期間(補償期間)の期中に購入したものを含みます。また、更新の場合には、更新後の保険責任期間(補償期間)開始日において購入から2年以内のスマートフォンが補償の対象となります。

・初年度契約の保険責任期間(補償期間)の開始日時点で、画面割れ、故障、水濡れ等がなく、正常に全機能が動作するもの

・中古品の場合には、法人が運営している販売店(オンラインショップを含む)で購入し、その時点においてその販売店による3か月以上の製品保証(動作保証)が確認できるもの

※ただし、業務専用として使用されているスマートフォンは対象外となります。また、日本国外で受けた修理費用等は補償の対象外となりますが、その他条件を満たしていれば、引き続き保険の対象となります。

保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続き

(1) 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、三井住友カードの保険サービスの加入履歴から「保険金請求サイト」にアクセスしてください。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険金お支払いの可否およびお支払いする保険金の額は、被保険者のご申告内容、修理業者発行の修理報告書(修理内容や修理前後のスマートフォンの状態が記載されているもの)、事故が発生したスマートフォンの写真および領収書をもとに審査・決定します。

なお、ご加入時のカード会員種別に応じた保険金額がお支払いの上限となります。

(2) 保険金をお支払いするまでの流れ

①事故が発生したスマートフォンの損害状況(故障箇所を含むスマートフォン全体)を撮影してください。

②事故が発生したスマートフォンを修理業者にて修理のうえ、修理内容が明記された「修理報告書」と「領収書」を取得してください。

※修理不能の場合もその旨が明記された「報告書」等を取得してください。

③三井住友カードの保険サービスの加入履歴の「保険金請求サイト」から保険金請求を行ってください。

④引受保険会社にてご申告内容とご提出書類をもとに審査のうえ保険金をご指定の金融機関口座にお振込みします。

(3) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者が保険金の請求を行う場合は、修理・交換もしくは買い替えのうえ事故受付後に、引受保険会社が求める以下の書類をご提出いただけます。ご不明な点については、AIG損保スマホ安心プランデスクまでお問い合わせください。なお、書類取付にかかる費用はお客さまのご負担となります。

	画面割れ	物損	自然故障	盗難
保険金の請求書	◎	◎	◎	◎
対象スマートフォンを購入した際の領収書や保証書等、購入日および購入金額が記載されている書類	◎	◎	◎	◎
損傷の状況および修理金額、交換金額もしくは再取得金額が記載されている損害見積書および領収書等	◎	◎	◎	
損傷の状況がわかる画像等	◎	◎	○	
修理が不能となった事実等が記載されている損害見積書	○	○	○	
対象スマートフォンの盗難による損害の場合は、再取得したスマートフォンの購入証明書				◎
対象スマートフォンの盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類				◎
対象スマートフォンが盗難され、対象スマートフォンを有償交換または再購入した場合は、ネットワーク利用制限を証する書類等				◎
その他上記以外の書類	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類です。

※「その他上記以外の書類」が必要な場合は、別途引受保険会社よりご連絡させていただきます。

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

(4) 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、「(3) 保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察等の公の機関の捜査結果の照会、医療機関等専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(5) 保険金支払い後の保険契約

保険金をお支払いした後は、補償プラン別の保険金額から既にお支払いした保険金の合計額を差し引いた残額を残りの保険責任期間(補償期間)中のお支払いの限度とします。

なお、契約時には対象となるスマートフォンを特定しませんが、保険金のお支払い後は保険責任期間(補償期間)終了時まで保険金請求をされたスマートフォンのみが保険の対象となります。また、盗難や修理不能等により、有償交換または再購入された場合には、有償交換または再購入したスマートフォンが残りの保険責任期間(補償期間)中の保険の対象となります。

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見	
下記までご連絡ください。 ● 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは AIG損害保険株式会社 AIG損保スマホ安心プランデスク 0120-634-536 (通話料無料) 受付時間: 午前9時15分～午後5時 (年末年始を除く)	● 引受保険会社への苦情・ご不満を承る窓口は お客さまの声室 0120-246-145 (通話料無料) 受付時間: 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)
2. 事故のご報告	
事故のご報告・保険金の請求については、三井住友カードの保険サービスの加入履歴から「保険金請求サイト」にアクセスしてください。	
3. 引受保険会社の契約する指定紛争解決機関	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。	
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808 (ナビダイヤル 全国共通・通話料有料) 受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。) ※ 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。 ※ 電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。 一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html	一般社団法人保険オンブズマン 03-5425-7963 (通話料有料) 受付時間: 平日 午前9時～12時、午後1時～5時 (土・日・祝日・年末年始等を除きます) 詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。 https://www.hoken-ombs.or.jp/

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にならない場合があります。